

第81回（平成30年12月10日）

○的井総務課長 定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、手塚委員、加藤委員、大滝委員、宮井委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第81回個人情報保護委員会を開会いたします。

認定個人情報保護団体に対する認定業務の適正な実施に関する報告徴収の実施について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 認定個人情報保護団体に対する認定業務の適正な実施に関する報告徴収の実施について、資料1に基づき、説明申し上げます。

認定団体制度は、民間団体による自主的な取組を尊重し支援する仕組みとして平成17年の個人情報保護法の全面施行時から設けられており、現在44団体が活動しているところです。

改正法施行に伴い、従来、事業所管大臣に帰属していた認定団体の監督権限が個人情報保護委員会に一元化されました。今般、監督権限一元化の趣旨を踏まえ、認定団体の認定業務の状況を個人情報保護委員会として包括的に確認することとしたいと存じます。

具体的には、法第49条各号及び認定個人情報保護団体の認定等に関する指針第7条の認定の基準の趣旨を踏まえた活動の状況とその他認定団体に関する法令の遵守の状況について、全認定団体に対し、法第56条に基づき報告を求めることとします。

実施時期につきましては、本年中に報告徴収の文書を発出し、報告期限につきましては、認定団体の負担も考慮して、認定団体が確認するために必要な十分な期間を設定したいと考えております。

報告徴収後の対応につきましては、報告内容を精査した上で、改善が見込まれない不適合が認められる場合には法第57条に基づく命令も含め必要な措置を講じたいと存じます。

説明は以上です。

○堀部委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見ををお願いします。

熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 説明ありがとうございました。

権限の一元化に伴って、個人情報保護委員会の目線で、一律に確認することは非常に重要なことだと思います。

認定団体の中には、活動実績が芳しくない団体もあると聞いており、その要因が一体、体制の整備なのか、あるいは能力の不足なのか、対象事業者の不明確なところなのか、といった原因を把握する上でも、この報告徴収の意義は大きいと思います。

すなわちこの報告を基にして、必要に応じてしっかりと指導やサポートを行い、全ての団体がその役割を果たせるようにしなければならないと考えます。

以上です。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 今、熊澤委員が御発言されたことに賛成です。特に報告徴収後の対応のところで、今もお話にございましたが、実態を見た上で、そぐわないような団体があった場合には、きちんと指導、監督、サポートをすること、さらに、場合によっては、こういった調査を背景に、団体の在り方についても踏み込んで、精査するには良い時期かと思えます。是非、その点も踏まえて、サポートも含め、行っていただきたいと思えます。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

このような形で報告徴収を実施することは大変意義深いことです。その結果を踏まえまして、認定業務が適切に行われるように、各団体に対して必要な措置を採ることとしたいと思います。

それでは、各認定団体に対しまして、報告徴収を実施することといたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 それでは、事務局においては、所要の進めを進めてください。

ありがとうございます。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表したいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのように取り扱わせていただきます。

本日の会議は閉会といたします。

今後の予定につきまして、的井総務課長から説明をお願いします。

○的井総務課長 次回の委員会でございますが、12月12日水曜日の14時30分から行う予定でございます。

本日の資料は、ただいま御決定どおりに取り扱います。

本日は誠にありがとうございました。

○堀部委員長 ありがとうございます。